議案第9号

北名古屋市基金条例の一部改正について

北名古屋市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、天野教育文化事業基金を運用基金から積立基金へ変更し、必要に応じ教育行政において効果的に活用するとともに、持続可能なまちづくりの資金に充てるための積立基金として、まちづくり振興基金を創設するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市基金条例の一部を改正する条例

北名古屋市基金条例(平成18年北名古屋市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(名称及び設置目的)

第2条 本市が設置する基金の名称及び設置目的は、次の表のとおりとする。

名称	設置目的
財政調整基金	市財政の各年度間における財政調整
	のための資金に充てる。
公共施設建設整備基金	公共施設の用地取得、建設及び大規
	模改修の資金に充てる。
福祉基金	福祉を充実するための資金に充てる。
駅及び駅周辺整備事業基金	駅及び駅周辺整備事業の資金に充て
	る。
ふるさと応援基金	寄附金収入を適正に管理し、安全・
	安心に暮らせるまちづくりの資金に
	充てる。
天野教育文化事業基金	教育文化の振興を図るための資金に
	充てる。
まちづくり振興基金	市民の連帯の強化及び地域振興を図
	るための資金に充てる。
都市計画事業基金	都市計画事業の資金に充てる。
国民健康保険事業財政調整基金	国民健康保険事業の健全かつ円滑な
	運営を図るための資金に充てる。
介護給付準備基金	介護保険事業の健全かつ円滑な運営
	を図るための資金に充てる。

第3条及び第4条を削る。

第5条第1項中「積立基金」を「基金」に、「設置目的」を「前条に規定する設置目的」に改め、同条第2項中「積立基金」を「基金」に改め、同条を第3条とする。

第6条を第4条とし、第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第9条の見出しを「(委任)」に改め、同条を第7条とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。